

第5回政策評価審議会（第7回政策評価制度部会との合同）議事録

1. 日 時 平成28年7月22日(金)15時00分から17時00分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、谷藤悦史会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員（政策評価制度部会長代理）、田淵雪子委員、田中弥生委員、松浦正敬委員、山口昌紀委員、薄井充裕臨時委員、白石小百合臨時委員（テレビ会議による出席）、森田朗臨時委員、小野達也専門委員、岸本充生専門委員、田辺国昭専門委員、堤盛人専門委員

(総務省)

讃岐行政評価局長、三宅官房審議官、古市官房審議官、清水総務課長、長瀬企画課長、武藤政策評価課長、平野企画課企画官、渡邊企画課企画官、飯塚客観性担保評価推進室長

4. 議 題

- 1 政策評価制度部会における取組状況について
- 2 総務省が行う政策の評価のテーマについて（自由討議）

5. 資 料

資料1 政策評価審議会名簿、政策評価制度部会名簿

資料2 政策評価制度部会における取組状況について

- ① 目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討状況
- ② 規制評価ワーキング・グループにおける検討状況
- ③ 公共事業評価ワーキング・グループにおける検討状況

資料3 総務省が行う政策の評価のテーマについて

- ① 総務省が行う政策の評価

- ② 総務省が行う政策の評価の実施例
- ③ 行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方（抜粋）
- ④ 行政評価局調査の実施状況（行政分野分類別）

資料4 次回以降の審議日程

- 参考資料1 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）
- 参考資料2 公共事業に係る政策評価の点検結果（平成27年度）
- 参考資料3 平成27年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）
- 参考資料4 平成27年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（概要）
- 参考資料5 平成28年度行政評価等プログラム

6. 議事録

（岡会長） 定刻となりましたので、第5回政策評価審議会と第7回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、加藤専門委員が御欠席でございます。白石臨時委員はテレビ会議システムにより御出席です。

昨年の10月22日付の藤井真理子委員の御退任に伴いまして、本年4月1日付でお手元の資料1のとおり、田渕雪子委員が就任されましたので、自己紹介を兼ねて、田渕委員から御挨拶をいただきたいと思います。田渕委員、よろしく願いいたします。

（田渕委員） 行政経営コンサルタントをしております田渕でございます。よろしく願いいたします。この審議会の前身の政策評価・独立行政法人評価委員会で数年前まで委員をさせていただいておりました。中央省庁の評価で申しますと、現在、総務省の政策評価、それから、原子力規制委員会の行政事業レビューの有識者をさせていただいております。

1点コメントさせていただきたいのですけれども、確か平成25年度だったかと思いますが、政策評価と行政事業レビューの連携強化という勧告がなされたかと思いますが、昨年度、行政事業レビューシートの改善、見直し等がなされて、多少、連携は深まったかなとは思いますが、まだ十分とは言えないのではないかと考えております。政策評価の活用という観点からも、行政事業レビューとの有機的な連携、この点に関しても議論を深めさせていただければと思っております。多少なりともお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、続きまして事務局においても人事異動がございましたので、新たに着任された讃岐行政評価局長から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(讃岐行政評価局長) この度、新井の後任で行政評価局長を拝命いたしました讃岐でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私は前職が担当審議官、行政相談を主に担当しておりましたけれども、この政策評価審議会の先生方にはいろいろな面で御指導いただいておりますし、また、その前から大変長らく御指導いただいておりますので、是非引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、この政策評価審議会、今年の2月に「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」をおまとめいただきました。また、本年4月にはこの「中長期的な考え方」、あるいはそれを踏まえた先生方の御意見、御審議を踏まえて「平成28年度行政評価等プログラム」を決定することができましたので、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。今後とも政策評価の改善方策の検討や行政評価局調査のテーマ選定などについて、どうぞ御指導いただきたいと思います。是非よろしくお願ひいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

その他、新たな事務局体制はお手元の配席図を御覧いただきたいと思います。

それでは、早速、議題1に入りたいと思います。政策評価制度部会における取組状況につきまして、まず事務局からの説明をお願ひいたします。

(武藤政策評価課長) 政策評価課長の武藤と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、私から政策評価制度部会、具体的には部会の下に3つのワーキング・グループを設置して、現在御議論いただいているところでございますので、順次御説明してまいります。お手元の資料2を御覧ください。まず、目標管理型評価ワーキング・グループの検討状況について御説明申し上げます。昨年度から活動していただいております、1ページ目、資料2-①にございますように、27年度の改善方策として3点おまとめいただいております。施策の特性に応じた評価、目標の設定プロセスの明確化、測定指標の定量化等を重点的に御議論いただきまして、おまとめいただいております。

それから、下半分の27年度改善方策のフォローアップですが、早速、28年度から、具体的には内閣府でございますが、上記の提言を踏まえた見直しが行われておりますので御報

告いたします。1点目がモニタリングの活用でございます。毎年度評価をしていた施策についてモニタリングに移行してメリハリのついた評価に移したものが6つあると聞いております。また、2点目ですが、評価対象の見直し、こちらも施策の特性に応じて評価結果を施策の改善に反映する余地が乏しいと考えられるものについては、別の方式でやっていくという御提言をいただいておりますが、目標管理型評価から除外したものが1つ、また、総合評価方式に変更したものが8つという形で、早速、各省で取組が進められているところでございます。引き続きよくフォローしてまいりたいと思っております。

2ページ目、こちらが今年度、28年度の目標管理型評価ワーキング・グループの検討状況でございます。今年度は6月に1回、第5回ワーキング・グループとして開いていただいております。今年度の重点検討事項をまとめていただいております。今年度は①測定指標の洗練化・高度化、②モニタリング活用施策の評価、③参考指標の活用という3点を重点的に取り組んでいこうということで議論を進めていただいております。特に①測定指標の洗練化・高度化について申し上げますと、現在、500の施策について約2,400の測定指標が設定されております。現在、事務局でこの測定指標の調査、分析を進めておりまして、何でこの指標が選ばれたのか、また、どういうふうに分類ができるか、指標に関連する達成手段数などを分析しております。今後、これらの分析、先生方の御議論、御知見をお借りしながら、実際の好事例を抽出して各省への横展開、普及を図ってまいりたい。今年度中に改善策を取りまとめていただければと考えております。以上が目標管理型評価のワーキング・グループでございます。

続きまして、3ページ、資料2-②でございます。こちらが規制評価のワーキング・グループにおける検討状況でございます。こちらは28年度の検討事項といたしまして、今年度に入りまして、これまで3回、御議論いただいた上で、上記の4点を重点事項として取り組んでおります。①が政策意思決定過程での事前評価の活用、また、②として簡素化した評価手法。今までガイドラインに沿って詳細に、精緻にやることになっているわけですが、もう少しメリハリの効いたやり方があるのではないかという観点から簡素化したものができないかという検討でございます。

後ろのほうでまた御説明いたしますが、③事後評価のあり方、また、④規制改革会議を始めとした関係機関との連携を重点事項として取り組んでおります。改善方策といたしまして、最終的には、今少し触れましたけれども、現行ガイドラインが極めて精緻にでき上がっておりまして、一方でリジッド過ぎるという声もございます。この現行ガイドライン

の改正も視野に入れながら検討を進めております。また、実際に評価実務を担う各省との意見交換も進めながら、実務で使えるような評価方式を検討してまいりたいと考えております。こちらも今年度内に何らか御提言をいただきまして、次年度以降の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

4 ページ目、「規制レビューとの連携」というペーパーでございます。先ほど少し触れました関係機関との連携、規制改革会議との連携等の1つの現れだと思っておりますけれども、今年の6月に規制改革実施計画が、岡会長が議長を務めておられます規制改革会議の答申を踏まえて閣議決定されたところでございます。その中で規制所管府省からの主体的な規制改革への取組、規制レビューと呼んでおりますけれども、これを行うこととされまして、所管府省が事前評価を行った規制について、規制レビューと事前評価の連携がうたわれたところでございます。

規制制定時は事前評価を実施して、総務省がそれを点検するという既存の枠組みがありますが、今回新たに規制の見直し時期、大体、法律上、附則の中に3年ないし5年後ぐらいに見直すことが規定されていますが、規制の見直し時期が到来したときに、各省が規制レビューを行い、規制シートを作成する。そこには今ある枠組みでつくられた規制制定時の事前評価書を添付する。その上で各省が事後検証を実施する。また、その事後検証を総務省が点検し、規制所管府省の事後検証と点検の結果も活用しながら、規制の見直しについて議論を進めていくという大きなフレームが今回定められたところでございます。詳細な手順、手続等はこれから規制改革会議の後継組織が恐らくできると思いますが、そういったところと連携しながら各府省ともよく相談しながら、手続等詰めてまいりたいと考えております。

以上が目標管理型評価と規制評価のワーキング・グループの検討状況でございます。公共事業評価につきまして、担当室長の飯塚から御説明申し上げます。

(飯塚客観性担保室長) 担当の飯塚でございます。昨年度に引き続きまして、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

資料2の6ページを御覧いただけますでしょうか。公共事業評価・点検の仕組みについて簡単に説明をさせていただきます。公共事業評価は現在5省庁において事前評価及び事後評価が行われております。評価に当たりましては各省がそれぞれ策定した評価のマニュアルに沿って、総合的に評価が行われることになっておりますけれども、一般的にはある事業がその投資に見合った成果が得られるものであるかどうかを確認することが重要であ

ることから、費用対効果分析の1つであります費用便益分析、いわゆるB/Cの手法がとられて評価が行われております。一方、我々総務省行政評価局の役割は、これらの各省庁におけます評価が客観的かつ厳格に実施されているかにつきまして、言わば2次点検するという立場でございます。

点検の実施に当たりましては、行政評価局の現地調査機能を活用いたしまして、事業の実態を把握し、課題の分析等の実施に努めております。その際、関係省庁や事業主体の皆様の業務負担にも留意しながら、業務を進めているところでございます。また、点検の具体の実施に当たりましては、点検の主要な狙い、視点を設定しまして、対象事業を絞り込むなどしまして重点化を図って実施しております。そうした点検の結果、例えば地域の実態を踏まえた便益の算定が行われていないというものや、事業予測が的確に行われていないものなど評価上の課題が見られる場合がございます。そういった場合には評価のやり直しや評価マニュアルの必要な改定を関係省庁に促すべく通知、要請をさせていただいているところでございます。これらの取組に当たりまして、事業横断的な評価指標で最新の知見を踏まえた評価手法の検討も必要でございます。極めて専門性が高い部分もでございますので、昨年度は個別に公共事業担当の先生方の御指導を賜りながら仕事をさせていただきました。

5ページ、公共事業評価ワーキング・グループについて説明をさせていただきたいと思っております。前回、2月23日の審議会における御審議を踏まえまして、この4月から政策評価制度部会の下にワーキング・グループを設置していただきました。ワーキング・グループにおきましては、公共事業評価の実効性を高めるために点検を通じて把握した課題の分析や、その改善方策の検討を実施していくこととされております。本日、テレビ会議で御出席の白石主査を始めまして、堤専門委員と、本日、残念ながら御欠席ですが、加藤専門委員にワーキング・グループのメンバーになっていただきまして、御審議をいただいております。本年度は3人の先生に御出席いただきまして、これまで5月と7月の2回、ワーキング・グループを開催しております。ワーキング・グループの検討事項としまして、上記に掲げさせていただきまして、まず、総務省の点検を実施するに当たっての方針を審議していただきまして、結果として①から③の観点について検討するということとされました。

詳しく説明いたしますと、1つ目の観点、事業完了後の事業評価の効果的な活用でございますが、これにつきましては、28年度の点検方針や社会資本整備重点計画など政府の方

針におきましてストック効果の高い社会資本の整備がうたわれる中、事業完了後の実際の効果や事業採択以降の社会経済情勢の変化等を的確に把握し、今後の同種事業の公共事業評価にフィードバックしていくことが重要ではないかとの先生方の問題意識から設定されております。2つ目の観点、類似事業の評価のより効果的な実施につきましては、行政評価局の現地調査機能のネットワーク機能も活用しまして、事業横断的な視点で課題の分析、検討を行うことはとても有益ではないかという御示唆を賜って、こういった選定になっております。あわせまして、これまでの点検結果を踏まえまして3つ目の観点、費用便益分析の的確な実施につきましては、検討事項としていくこととされております。

事務局といたしましては、こうした点検方針とワーキング・グループでいただいた観点を踏まえまして、対象事業や具体の対象地区の選定、調整を行っております。また、具体の点検に当たりましては8月から11月の間、現地調査機能を活用しまして実施していく予定でございますが、現地での主な情報収集や分析のための具体の取組のための着眼や情報収集やヒアリングの方法など、ワーキング・グループにおきましても御議論をいただいて、その結果を踏まえて逐次、準備作業をしているところでございます。なお、28年度の点検の結果につきましては、単年度で処理ができるものにつきましては例年同様、年度末に公表をさせていただきたいと思っております。ワーキング・グループといたしましては、総務省の点検を通じて公共事業評価の実効性を高めるための改善方策を中心に審議をしていくこととしております。

特に、28年度の検討事項のうち、①の事業完了後の事業評価の効果的な活用の主たる検討事項といたしまして、例えば、今後の同種事業の事前評価や再評価の評価手法の改善など評価と事業の実態を踏まえまして分析、改善方策の検討に取り組んでいくということとされております。ワーキング・グループにおける改善方策の検討のスパンにつきましては、総務省の点検を重ねまして28年度のみではなく、29年度までの2年間の幅を持って中長期的に継続的に検討を進めていくことをスタンスとしております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本日の御審議を踏まえまして総務省の28年度点検を具体的に詰めまして、10月から来年早々にかけまして3回目以降のワーキング・グループを開催し、点検を通じて把握しました課題、分析等の審議を展開していく予定となっております。そうした結果につきましては、年度内に28年度の点検の作業状況や点検を通じた改善方策等の検討の進捗につきまして改めて報告をさせていただき、御審議をいただければと思っております。

以上、簡単ではございますが、公共事業評価ワーキング・グループの検討状況の報告、説明とさせていただきます。

(武藤政策評価課長) 以上で事務局からの説明は終わりでございます。

(岡会長) ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、各ワーキング・グループの主査等から補足すべき事項があればお願いしたいと思います。最初に目標管理型評価ワーキング・グループの主査の谷藤会長代理、補足がございましたらお願いいたします。

(谷藤会長代理) 目標管理型評価ワーキング・グループについて、ほとんど武藤課長からいただいた説明に尽きるわけでございます。若干、昨年度の流れから補足させていただきます。この間、田中委員、森田臨時委員、小野専門委員におかれましては、様々な議論に御参加いただき、また御協力いただき、ありがとうございました。平成27年度で、先ほど武藤課長から説明されたように、1番目は施策の特性に応じた評価をなささい、2番目は目標等を設定するまでのプロセス、因果関係を明確化しなさい、3番目に測定指標の定量化をきちんと進めてくださいということが昨年の結論でした。今年は2番目のところでございます。目標等を設定するまでのプロセス、因果関係の明確化にワーキング・グループは重点を置いたわけでございます。

つまり、政策評価の因果モデル、ロジックモデルをきちっと明確化することが大切であることを確認したわけでございます。500施策を、先ほど説明にありましたように2,400の指標でもって測定しております。今度は、2,400のパフォーマンス・インディケーター、測定指標に焦点を当てまして、その測定指標がそういうロジックモデル、因果モデルに明確に即した測定指標になっているのかということを経営的に検討しているわけでございます。今、大変努力をお願いしておりますけれども、2,400の指標を全部見直すことはできるのでしょうか。やってもらいます。ただ、だらだらとやるのではなくて、その中からある程度、政策評価と同じようにメリハリをつけた指標評価を実施し、指標の洗練化をさらに進めていきたいと考えてございます。それが大きな流れであるということをお補足しておきたいと思っております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。

目標管理型評価ワーキング・グループの委員の皆さん、何かあったらお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは、続きまして規制評価ワーキング・グループの主査

を務めていただいております森田臨時委員からお願いしたいと思います。

(森田臨時委員) 先ほどの武藤課長の報告でほぼ尽きていると思いますがけれども、私どもも昨年から現在の規制評価の在り方について見直しをしてみいました。これまでの問題としましては、やはりなかなか規制評価というのは難しゅうございまして、どのようにしたらいいかということについて考えて困っていらっしゃる方もおられるということと、一律に同じような形で評価をするというのはかなりの、いろいろな場面におきまして負担になっているということもございまして、そこでできるだけ有効な形でこれが使われるように見直しを図って、ガイドラインの改正も視野に入れて検討しているというところでございます。

それにつきましては、先ほどの資料2-②で書いてあるとおりでございまして、まず、政策意思決定過程できちっとこの事前評価が使われるような、そうした評価をしなければいけないということですし、形式的には、例えば国際条約によって基準が変わった場合も規制の要件が変わるということになるわけですがけれども、これまで同じような手続でやっておりましたけれども、これは国内的にほぼ自動的に規制が変わるというものですから、そうしたものにつきましては国内において特段意思決定を行うという必要もないと思われまますので、簡素化をすとか、あるいは事後的にレビューをきちっと行っていく、さらに規制に関しましては規制改革会議、また、公正取引委員会のほうでも同じようなチェックをしているところがあるものですから、重複しないように連携をしていく。そうした方向で改革を進めていくということで、今、検討しているところでございます。

大体申し上げることは以上でございますが、ほかに田辺専門委員、よろしいですか。では、岸本専門委員。

(岸本専門委員) 3ページ、資料2-②の左側にあります検討の方向性、4つ挙げている点について少しだけ補足させていただきます。1点目は非常に公共事業のところともよく似ていて、事前の評価と事後のレビューをどううまく有機的に結びつけるかという点。

2点目は、これは分かりづらいかもしれませんが、公共事業と違いまして規制というものは費用もその効果も、両方とも定量化というものをあえてする必要があり、非常に難しい。なので、理想的には費用便益分析ができればいいのですがけれども、現実的には非常に難しいというので、後退しているように捉えられる方もおられるかもしれませんが、むしろ費用便益分析という建前をいったん取り払って、様々な影響をとりあえずできる限り広くリストアップしていくということに重きを置く。その中で定量化できるものは

定量化し、金銭価値化できるものは金銭化し、結果として費用便益分析ができるものに関しては費用便益分析ができるようにすればいい。最初から費用便益分析と置くと、経済学的で難しそう、分からないというハードルになっては困るということで、こういう方向性を打ち出しました。

3番目は、やはり今申し上げましたように、これは予算措置ではないので費用も推計しないといけないというところが非常に難しいところで、かつ費用が予算ではなくて第三者が負担する。そのために行政機関からすれば見逃しがちなのですけれども、社会としては立派な費用負担なので、レギュラトリーバジェットという考え方もありまして、こういう形で遵守費用というものを定量化するというを最優先していただきたいということを出したいと考えています。4番目は、今、森田臨時委員からもお話があったとおり、簡易な評価ができるものに関しては簡易にやっていくということを考えています。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、続きまして公共事業ワーキング・グループの主査を務めていただいております白石臨時委員からお願いいたします。

(白石臨時委員) テレビ会議から失礼いたします。私は加藤専門委員、堤専門委員とともに活動しております。それで、現状を申しますと公共事業の評価ということですが、B/Cという非常に強力な指標がありまして、それでもって評価を行っているという現状があります。ワーキング・グループで話し合っていることは、この評価に当たっては事前評価をより高度化していく、質を高めていくのが重要なのではないかとということをお話をしております。そのために何をしたらいいかということなのですが、一旦は終わった事業、事後評価というものを行っておられる省庁がいらっしゃるということなので、そうした事後評価をレビューすること、活用することによって事前評価につなげていきたいということを考えています。

それで、特に興味深いのはやはり乖離ということかと思います。事前にBとCを計算して、しっかりと1を上回っていることを確認した上でゴーサインが出るということなのですが、それを事後で見たときにベネフィットがそれほどでもなかったとか、コストが思った以上にかさんでしまったということがあつた。それを事後評価の形で出しておられるところで、一種、学ばせていただくということを通じて、事後評価のフォローを学ぶことによ

って、事前評価の高度化につなげていきたいということを考えております。様々なリスクが今、顕在化しているような状態ですけれども、そうした自然災害もあるでしょうし、少子高齢化ということで寿命の変化ということもあります。そうしたものを事前にどういうふうに考えていけばいいのかといったヒントにもなるかと考えております。

特に観点①を中心にお話をさせていただきました。私からは以上です。

(岡会長) 白石臨時委員、ありがとうございました。

ただいまの白石臨時委員のお話に加えて、公共事業ワーキング・グループのメンバーの方で追加のお話があるかもしれません。追加のお話がある場合は、いかがですか。

それでは、事務局及びワーキング・グループの皆さんからの御説明に対して、質疑応答、議論をしたいと思っております。特に順番を決めることなく、どのテーマでもよろしいと思っておりますので、御意見、あるいは御質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

田中委員、お願いします。

(田中委員) コメントが1つと、規制レビューに対して質問をさせていただきます。

1つ目は、質問になりますが、あまり精緻な費用便益分析を用いずに影響を測定しているというのとはよく分かったのですが、さしあたり資料2の4ページのように、このビフォーとアフターできちんと見ていきたいと思いますということになりますと、何をベースラインにしていくのかという課題が浮上してきます。つまり、ビフォーとアフターということを条件付けたゆえに、より精緻なものが求められていくと思っておりますが、このあたりをどうするのかということ。さらには、確かに何らかの影響や変化をみることはできると思うのですが、例えば、その変化が規制以外のものを受けて変化をしている場合、これはどうやって取り除くのかというのは非常に難しい問題だと思います。この点について、早急に解は出ないにしても、どのような御議論をされていたのかという点であります。

2つ目は、これは私自身が、我々が目標管理型評価の作業をしているときの課題なので、すけれども、2ページの資料2-②、悉皆調査をするというふうになっていまして、まさに力技なんですね。ある程度の何をもってよい指標とするのかについて、仮説とか定義を、事前に設けて、作業をする必要があるのではないかということで、先日も提案をさせていただきました。力技ですと、これだけの能力のある皆さんのお時間を無駄にしないためにも、少し仮説のようなものをつくっていく必要があるのではないかと思っています。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、田中委員の質問に対して、岸本専門委員でよろしいですか。

(岸本専門委員) 御質問、ありがとうございます。おっしゃる点は非常に大事なところでして、正直なところ、実際ほとんど定量化ができていないという現実を踏まえて、理想を掲げるよりも現実からスタートしようというところがあって、消極的な言い方に聞こえたかもしれません。

ただ、事後レビューする際に事前評価書を参照して、それをベースラインというか、それを基に議論をするという形になる際に、おっしゃるとおり定量化は情報がないとなかなかスタートラインに立てないというところで、費用便益分析という縛りは外しながら、定量化というところに関しては前進する。それはかなりきつくというか、強力的に押し進めていただくということはやろうと思っています。なので、事後レビューとつながることによって、より定量化されることが重要になるということはおっしゃるとおりなので、その方向には進めたいと思います。ただ、費用便益分析は最初から戦略的なところをやってしまうと、定量化という前で断念されてしまうような傾向があるのではないかなと我々は考えていました。

もう一つ、ベースラインについてなのですが、これは実際、世の中はその規制以外の影響を当然受けますし、社会的な状況も大きく変わっていると思います。ゆえに、最初に見直しをする際に、実はこれはこれから事後レビューのやり方とある種のガイドライン的なものをつくっていくので最初の議論になると思うのですが、まずはベースラインを設定してもらおうというところから始めます。

ただし、どうやってベースラインを設定するかというところは、おっしゃるとおり非常に難しいので、これは何らかのロジックとか、関連するデータを集めて説得的なものをまず設定してもらおうというところからスタートします。事前評価の場合、もちろんベースラインは大事なのですが、将来何が起こるか分からないので、とりあえず現状から類推するというのがベースだと思うのですが、事後評価の場合は実際にいろいろなことが起こっているんで、それよりもかなり複雑になると思います。我々、ガイドラインをこれから作成していこうと思っているので、そのときにそこは十分注意して作りたいと思いますので、御意見、御指導頂ければと思います。

(岡会長) それでは、ほかの方、いかがでございましょうか。小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) 公共事業評価のワーキング・グループの内容に絡んで少しコメントさせていただきたいのですが、自分の大学がご自身自治体で公共事業を外部から点検、

評価する第三者機関の委員を長いこと務めておりまして、日ごろ公共事業の評価についていろいろ思うところがあるのですが、実は今年度のワーキング・グループの議事録を拝見して、日頃私が幾つか思っているうちの3つについて、今日の資料には明確に出ていないのですけれども、発言というか、議論がなされたようで、是非深めていただきたいというか、ワーキング・グループの中では無理でも、あるいは行政評価局調査なり、この審議会なりで考えていただければということで3点コメントさせていただきます。

1点目が便益の過大推計になるかどうかという問題もあるのですが、重要な前提条件があって便益がこうだという計算や想定推計がされる場合も多いのですが、これは感度分析の必要性ということにも多く絡むところですが、一旦、例えば事前評価の段階で、ある前提に基づいてその便益が推計されている。その前提条件が変われば、当然、状況は変わるわけですから、例えば再評価のときにそれが点検されるということになると思うのですが、私が身近に見聞きしたものの中にも、例えば前提条件が大きく変わったけれども、再評価が行われるのは3、4年後である。それまでに事実上、例えば数理条件が使われてしまう。再評価のタイミングで前提条件が変わっていたということが明らかになって、既に残りの事業のB/Cを考えるとやめるという選択肢はないというような、現実にもそういったことも幾つか目にしました。重要な前提条件についてやっぱり事業が始まって計画が認められてからの、何らかの特段のチェックが恐らく必要だろうという重要な問題があるのではないかと。これが1点目です。

2点目が、いわゆる公共事業のフロー効果と言いますか、これは国の直轄の事業もそうですし、自治体が補助金で公共事業を行う場合もそうですが、地域の経済なり、あるいは雇用とか、場合によっては波及効果も含めてですけれども、これが公共事業の評価という意味では基本的には入ってこないわけです。一方、公共政策の選択というか、そういう実際の意思決定においては、場合によっては公共事業の評価よりもっと重いウエートを持つということもあると思います。今まで私の知る限りでは、あまり明確に公式にというか、公共事業のストック効果とフロー効果の関係について明確に論じたものはあまりないような気がするのですが、この審議会ですら何かその関係について打ち出せるというか、論じられることに非常に期待したいということもございます。これが2点目でございます。

それから、3点目がやはりワーキング・グループの議事録の中で、第三者機関の役割について触れられていたのですけれども、私は自治体の第三者機関の委員を長いこと務めておりまして、私のところは前の知事の肝入りもありましてかなりゼロベースというか、徹

底的にというか、例えば場合によっては事業実施官庁が作成したマニュアルの推計の仕方に納得がいけない場合は別途の推計をしてもらうなどという形で、かなり時間も費やしていろいろな議論をしてきました。地方の第三者機関の現状は知らないのですが、自治体のほうですと実は私の研究室の学生が数年前に修士研究で全国の都道府県の第三者機関の審議状況を見たところ、これは外形的に開催回数とか、時間とか、あるいは議事録をざっと読むとかなり分かる。一言で言うと、あまり十分に機能を果たしている感じではないなということもありまして、第三者機関の役割は実は過大推計を押さえるとか、そういう意味でもいかに細かくチェックするかというのが現状では非常に重要な役割を持っていると思うのですが、その辺も少し目配りというか、チェックみたいなことがされるといいのかなと思っています。

少し長くなりましたが、以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの小野専門委員の御意見に対して白石臨時委員、何かコメントがございましたらお願いいたします。

(白石臨時委員) 小野専門委員、3点コメントをいただきどうもありがとうございました。特に1番目はとても興味深く伺いました。ワーキング・グループにおいても前提条件の変化と言うものの、前提条件が変わってしまうことによって乖離が生まれてしまうという話だったのですけれども、前提条件が経済変化で変わっていくときに、それをチェックする仕組みというか、チェックをすべきかどうかということも含めて議論をするというのは非常に新しい観点を頂いたと思います。どうもありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

(牛尾委員) 質問を1つよろしいですか。

(岡会長) 牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 公共事業評価ワーキング・グループの点検対象として、今回、農林水産省の水産関係公共事業と国土交通省の港湾整備事業及び市街地整備事業が選定されておりますけれども、この2つを選定された理由を補足でお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(岡会長) 白石臨時委員、お願いいたします。

(白石臨時委員) ありがとうございます。多分、事務局から補足していただいたほうが

いいと思うのですが、農林水産省と国土交通省をなぜ選んだのかという御質問だと思いますけれども、こちらは事後評価をやっているところをまずは学ばせていただこうといひますか、そういうことで始めているという状況です。既に行われている省庁の事業について、検討することによって、そのメリット、デメリットが明らかになって、実はまだ事後評価を行う仕組みがない官庁もあると聞いているのですが、そのメリット、デメリットも含めた形で、こちらで確認をすることによって、事後評価を今後推進していくというようなことも考えられるのではないかと考えております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

(飯塚客観性担保室長) 牛尾委員からの御質問の件、また、白石臨時委員からお話がありましたけれども、これまでの点検活動を通じまして完了後の部分についての点検というのはあまり行われていなかったわけなのですが、我々の常時監視活動や情報収集の中で、やはり終わったものの事業が本来求められている効果というのが現われているのかという視点で情報収集をしてきた経緯もございます。

そういった中で振り返ってみて、小野専門委員の御質問との関係もありますが、初期の設定がどうであるのかとか、振り返って見ていく必要があるのではないかと。そういったときに過去の情報収集の作業の中で、今回、対象としているような事業の中にもそういったものが伺えるものが見られたということで、ワーキング・グループの中ではそういった視点を御議論いただいて問題意識を合わせたという点があります。

それから、観点①、完了後の事後評価の効果的な活用を中心に検討いただいているわけなのですが、御説明申し上げました事業横断的な視点という観点の②は、各省庁それぞれマニュアルに沿って行われておりますので、全てが同じという決め方はできません。共通的な施策の目的とか、事業の整備の有り様とか、そういった面があった場合にはそれを比較検討して見てみるということはいいのではないかと。似たような事業を対象にしてみようかというふうな御議論をいただいたということでもあります。

以上でございます。

(牛尾委員) ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

では、谷藤会長代理どうぞ。

(谷藤会長代理) 資料2の3ページ、規制評価ワーキング・グループの検討状況の中で

4番目に関係機関との連携が書かれています。これは岡会長のところの規制改革会議との関係ということです。審議会のさまざまな議論と規制改革の議論が同時並行的に進んでいて、ばらばらに成果を出せても私は何ら意味がないと思ひまして、何らかの連携を取っていくということは大切だと思うわけですが、具体的に規制改革会議の規制レビューをどのように利用していくのか。

最終成果物が、先ほど説明がございましたように、ガイドラインの改正も射程に置くというようなことを述べておりますので、ガイドラインが改正されたときに、いわゆる規制改革会議へどのようにして、ガイドラインの成果を反映させていくのか。具体的な連携の有り様どうなっていくのか。どのようなものをつくっていかうとしているのか、事務局から少し説明していただけますか。

(岡会長) では、事務局、お答えください。

(武藤政策評価課長) この枠組みはまさに先ほど説明で少し申し上げましたけれども、フレームしかまだ決まっておらず、もちろんこの会議体として規制改革会議の後継組織とどう連携するかという議論もあるかと思ひますけれども、まず、事務局同士でよく相談しながら進めてまいりたいと考えております。これまでも規制改革会議の事務局が内閣府にございますけれども、そこと私どもとは密接に情報交換しながら議論を進めておりまして、資料2の4ページの図で言いますと、規制の見直しについて議論というふうに、総務省の点検結果も活用して議論となっているわけです。しかしながら、この議論をどこで行うかということも、閣議決定の中では明確になっておりませんので、そこも含めてこれから規制改革会議の後継組織が恐らくできると思うのですけれども、その事務局、また、最終的にはその会議同士での、どう連携していくかということも含めてよく相談していきたいと考えています。現時点ではまだ何も申し上げるような材料がないというのが実情でございます。

(田中委員) よろしいでしょうか。

(岡会長) どうぞ、お願いします。

(田中委員) 公共事業というよりは全般に費用便益分析、マネタリーに投資効果を説明することが、そのウエートが増えているように思うのですけれども、1点、先ほどの公共事業の御説明を聞いていてなるほどと思ったのですが、府省によってマニュアル、やり方が違うんですね。つまり、方法が異なるのですから、算出された効果の内容も異なるわけです。ところが、効果の内容が異なるにもかかわらず、費用便益分析の場合には全部その

結果がマネタリーに表現されるんですね。そうすると、一般的に、特にマスコミとかは単純に横並びに並べてしまうと思うんですね。そういう意味でも、それが実は計算の過程とか方法が違うのであれば比較ができないということを説明するべきですし、あるいは本当に標準化をしてしまうか、どちらかではないかというように思いました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

今の田中委員の意見に対して、堤専門委員、お願いいたします。

(堤専門委員) 今の田中委員の御指摘のところは、確かに悩ましいところではあると思います。一方で、横並びにするということで、評価の時点で問題があるとクリアになる。ただし、御指摘のとおり、そもそもいろいろな前提とか、精度が違うものを横並びにする誤解を生むという面があると思うので、そこはこの審議会等も含めてきっちり説明をしていく必要があると思います。他にもいろいろな点を御指摘いただいたのですけれども、同種の非常に似通ったものなのですけれども違うというものもやっぱり散見されます。

今回、代表事例として港湾と水産関係を選んだというのは、港という観点では非常に類似しているのだけれども、それぞれの管轄する、役所であるとか目的が違うことによって、実はその計算の過程でいろいろ見ているところが違うとか、ここではありませんけれども、他の公共事業ですと、何か単価みたいなものが違うとか、あるいは方法論として別の手法を使っているとか、結構ばらばらなところがあって。それは従来からずっと見ていたところで、その辺はやっぱり最もふさわしいものを見ていただこうということを、こちらのワーキング・グループで議論し、総務省のほうからも言っています。

ただ、やっぱり現場のところになると、そうは言っても現状ではマニュアルがこうなっているんだからとか、あるいはいろいろな理由を並べられてなかなか改善されないという事実もございます。その部分を高度化していくということも引き続きやるのですけれども、一方で、私自身感じているのは、先ほどの小野専門委員の御指摘にも関係すると思うのですが、費用便益分析を毎回やるということは非常に重要で、それを推し進めていくこと自体、間違いのない思いながら、それが知らないうちに目的化してしまっているというところに1つ問題があると思います。きちんとこのPDC Aを回すという中で、評価手法の高度化・効率化ということも一方でやるのですが、後になって振り返ってどうだったかというところが、さっきの前提条件がどうなのかという話にも関係しますが、その辺やっぱり見て行って直すべきところは素直に直していただく。

ただ、役所の方はやりづらいというか、要は前任者の方とか、あるいは先輩のやったことを否定してしまうようなところもあるので、なかなか表立っては言えないと思いますし、上位計画であるとか、関係するいろいろな計画で決まっている前提を無視して、現状はこうだからということはなかなかやれないと思います。そこで、その辺は適正にいろいろな指摘していく。それから、先ほどフロー効果とか、見ていないのではないかというお話がありました。フロー効果自体については既に、これは一時的な所得の移転なので基本的にはそこを見ないでストック効果で見るとというのが事業評価の基本的なスタンスであるので、そこについてはこれからも変わらないと思います。ただ、実際的意思決定の中ではむしろ、ストック効果も大事なわけけれども、一時的なそういったフロー効果も考えながらやっている面もあるというところが、さっきの小野専門委員の御指摘かと私は理解しました。

そういったことがあるのかかわらず、とにかくB/Cでやればいい、逆に言うと1を超えればいいんだみたいなところが、今、現場で少し誤解があるところなんです。1を超えないなら超えないということと、きっちりやる理由を示してくれるというところ、例えばフロー効果としてこんなこともあるので、というような説明があればいいと思うのですが、そこがなくて、とにかくB/Cが1を超えるという、それはある種、言い方は悪いのですが、つじつま合わせみたいになってしまっているところもあるのではないかと。その辺をきっちり見ていこうというのがワーキング・グループではずっと議論しているところでございます。その辺、もしかすると規制評価のほうも少し関連するというか、B/Cだけではなくて影響評価という、さきほど一見後退したように見えるかも知れないとおっしゃったのですが、B/Cで1を超えるということを目的にしないで、もっと本来的なPDCAを回すところに立ち戻ってみようよということかと私は理解いたしました。

(岡会長) ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。薄井臨時委員、どうぞ。

(薄井臨時委員) 3つのワーキング・グループの話を聞かせていただいて、いずれも非常によくできているなという印象を持ちました。その上で1つだけ質問をさせていただきたいのですが、全体に関わり、あるいは公共事業については特にそうだと思うのですが、地方公共団体がどういうふうに見ているかという視点は極めて重要だと思います。一般的には国から見ると地方公共団体にはいろいろばらつきもあって、やはり国が大きな指針を作らないとなかなか適切な政策評価は難しいという意見が多いかとは思いますが、最近、中心市街地の活性化で地方公共団体からの話をつぶさに聞き、あるいは資

料を見る機会がありまして、力のある地方公共団体は実は非常に鮮度、感度のいい分析をしていることを改めて認識しました。

当然、地方議会で場合によれば説明しなければいけないということがあって、国の指針とは別にやはり彼らなりにいろいろなことを考え、創意工夫も行っていると思いました。特に今回事例で挙げられている水産とか港湾とか市街地再開発事業の場合には、国が個別の補助制度をつくっても、実際上の執行はほとんど地方公共団体が、いわばユーザーとして、あるいは説明責任者としても関与するということなので、地方公共団体についての見方といますか、あるいは関与の在り方ということについて、もし御検討があれば承りたいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

まず、事務局から、今の薄井臨時委員の質問に対する回答をお願いいたします。

(飯塚客観性担保室長) ありがとうございます。今、薄井臨時委員から御指摘いただいた部分、全てについてお答えできているかどうか自信がありませんけれども、水産と港湾の部分、省庁によっては地方支分部局を抱えている省庁とそうでないところがあります。無論、直轄の事業と補助事業、これは先生、御案内のとおりかと思えます。ですから、共通的な事業というふうに一括りになかなかできない分野の事業だと認識しております。そういった中で補助事業を切ってみたときに、実際に先生がおっしゃるように地方公共団体、都道府県だと思えますけれども、それが事業主体となってこの評価を支えていただいていると認識しております。

したがって、我々の視点、アプローチとしましては、行政評価局の現地調査機能を昨年からは活用していると申し上げているわけなのですが、本省だけですと事業主体から直接お話を聞くということがなかなか難しい。そういったときに最終的に評価書を公表するのは各行政機関だと思うんですね。そういった評価書が作られる過程において、正にどういったデータに基づいて評価に携わったのかとか、それから、先ほどの小野専門委員のお話でコメントできませんでしたが、例えば第三者の立場の方々がどのような関わり方をしているのか、どういった構成なのかとか、そういった地方での関わりを見た上で現れている、公表されている評価というものがどういうものなのか。

すなわち、現場の実態というふうに申し上げているのは、我々の現場機関が国の出先機関、それから、都道府県、正に実施主体、そこからお話を賜ることによって実質的な、本質的なものが見えてくるのではないかと。それが評価に反映していけば、直截的に事業の見

直しとかにならないかもしれませんが、有益な評価に資することができるのでは
ないか、そういうアプローチはしようと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

薄井臨時委員、よろしいですか。

このテーマはすごく深いものがあると私は思っています。実は、私が関与している規制
でも、地方自治体がメインプレイヤーとなっている部分が多いわけですが、私はあるテー
マの審議の中で、所管省庁がその規制の実施主体である自治体がどういう運用をやってい
て、それを全部含めた上での自己評価をしていただくのが可能であれば望ましいという趣
旨で、「所管省庁による連結経営にしてほしい」と言ったことがあるのです。これは私の個
人的見解でございますが、御参考までに。

(薄井臨時委員) 全く同意見でございます。

(岡会長) そうですか。ほか、よろしいですか。少し予定の時間が過ぎておりますので、
ここで事務局からの説明、報告事項をよろしく申し上げます。

(武藤政策評価課長) 参考資料1から参考資料4まで4点御報告いたします。前回2月
の審議会以降の政策評価に関する動きということで御報告いたします。参考資料1は先ほ
ど規制評価ワーキング・グループの御説明のときにも申し上げましたが、28年6月の規制
改革実施計画の抜粋でございます。黄色の線を引いているところがございますが、ここが
規制レビューについての記載の部分でございます。

続きまして参考資料2でございますが、これは今年の3月に公共事業に係る政策評価の
点検、従来から行っておりますものの点検結果を取りまとめておりますので、その概要を
つけております。参考資料3は、これは今年の5月になりますが、国会に報告いたしまし
た政策評価の実施状況の概要版でございます。最後に、参考資料4が、これは少し古いで
すが、27年度の税制改正に当たりまして租税特別措置等に係る政策評価の点検結果とい
うことで昨年の秋にまとめたものでございます。内容についての御説明は、今日は時間の関
係もございましたので省略させていただきます。お手すきのときにでも御覧いただいて、何
か御疑問の点等ございましたら、事務局までお寄せいただければと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、今まで政策評価部会における取組状況について意見交換してまいりましたが、
これは主に各府省が行う政策評価に関する議題でございました。

続きまして、議題2、総務省が行う政策の評価に関する議題でございます。まず事務局からの説明をお願いいたします。

(長瀬企画課長) 企画課長の長瀬でございます。本日はよろしくをお願いいたします。私からは、これから御議論をいただくに先立ちまして資料3に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、資料3-①でございます。ここでは総務省が行う政策の評価、その位置づけ、特色というものを整理させていただいております。総務省が行う政策の評価、これは通常、統一性・総合性確保評価と呼んでいるものでございます。該当する条文は白抜きの部分で記載してございますが、この政策評価法におきまして総務省は複数府省にまたがる政策について、関係する施策、あるいは事業を担当しておりますそれぞれの府省とは別の立場から、その統一性又は総合性を確保するための評価を行うことが制度上の役割として規定されているものでございます。評価の対象としては複数府省にまたがる政策、そして評価の観点としてはそういった政策というものが全体として何を目指しているのかという点を捉えて評価するという内容のものでございます。

その下、特色といたしまして2点挙げさせていただいております。実際、評価を行っていく際の要素、あるいは機能といったものでございます。①ですが、これが政策体系、そして政策効果の発現状況、その全体像を把握することでございます。関係いたします施策、あるいは事業というものがどう体系立って全体の目的に寄与するような形になっているか、そして、実際その結果、例えば指標などに示されるような狙った効果が実際に現れているかといったことを把握するというのが1点目の内容でございます。そして、②が我々の管区行政評価局などの全国の調査網の活用ということでございます。例えばマクロの全体の数字や、この霞が関で集約された情報、それを見るだけではなく、地域あるいは現場レベルでの政策効果の実際の現れ方、あるいは実際の業務運営で改善を要するところはないかといったことを掘り下げて検証していく活動を内容としている、かつ特色としているものでございます。

本日の議題でございますこの総務省が行う政策の評価につきましては、今申しましたような制度上の我々の役割、あるいは持っております機能、リソース、こういうものを前提としながら行っていくものでございまして、典型的なものとしたしましては、例えば法律ですとか閣議決定といったものに基づいて一まとまりの政策の方針、あるいは政策群というようなものになっているものを取り上げて政策としての効果の有無などを問うていく内

容であるということでございます。

そして、このページの下段でございます。テーマの検討スケジュールとして記しております。冒頭で局長からも申し上げましたが、今日の審議に先立ちましてはテーマ選定に関する中長期的な考え方を今年の2月に取りまとめていただきました。この考え方そのものは今日の議題であります政策の評価だけではなく、行政評価・監視も視野に入れたものでございますが、テーマの選定、あるいはテーマ自体の選定に先立って、この世の中にある様々な課題をどう捉えていくかという視点をお示しいただいたものと受けとめております。実際のテーマ、具体的なテーマにつきましては、今日いただく御議論も踏まえて、秋以降この場で具体的な案をお諮りしていきたい。そして、これは毎年度のことでございますが、次年度の初めまでに行政評価等プログラムを作ります。その中で来年度以降、3年を期間とします計画を決定する運びとさせていただくものでございます。それが1ページ目でございます。

めくっていただきまして資料3-②でございます。2ページ目、3ページ目では、これまで我々が実施した評価の実例というものを御紹介させていただきます。まず、2ページ目はワーク・ライフ・バランスに関する政策評価でございます。ここでは二段目のところで評価の対象として記しておりますが、その評価の対象の中身といたしましては、ここに書いてございます例えば就労、健康、働き方等々の、複数の関係府省の施策が相まって全体の政策目的の実現につながるような政策でございます。こういうことでこのワーク・ライフ・バランスというものをテーマとして取り上げたものでございます。

そして、実際に評価のポイントでございます。これは効果の把握方法のところを御覧いただければと思うのですが、このワーク・ライフ・バランスにつきまして、定められている政府全体の行動指針というものがございます。その中で十数個の数値目標というものが具体的に設定されておりますので、我々は、評価に当たってはその指標に着目しまして、指標の改善状況から政策全体として効果の有無といったものを見ていったというものでございます。それが「主な評価の結果」に記してあるものでございます。

そういった指標の達成状況を見たということに加えて、その指標自体がそもそも本当に適切かといった点も問題意識を持って見ていったものでございます。例といたしまして、メンタルヘルスケアの関係の指標について記載しております。我々が独自に行いましたアンケート調査結果なども見てみますと、実際の政策推進官庁が作っております指標よりももう少し細かい物差しが必要なのではないかといった問題提起も併せて行ったとこ

ろでございます。それが一つ目の例です。

3 ページ目では、もう一つの実例として消費者取引に関する政策評価を御紹介させていただきます。ここで取り上げた政策でございますが、これも評価の対象ということを見ていただければと思いますが、例えば特定商取引法等々、複数の事業官庁が所管する法制度に関わるような政策を取り上げたものでございます。その政策全体は消費者基本計画、閣議決定されたものでございますが、その中で一まとまりの方針となっておりますが、これも効果の把握方法で書いてあるとおり、その基本方針の中では具体的な数値目標が作られていなかったというものでございます。したがって、先ほどのワーク・ライフ・バランスの評価のときのように、作られた指標を見てというアプローチが取り得なかつものでございました。

そのために我々が、どういう形で見ていったかというものが、この同じ効果の把握方法のところで続けて書いてございます。制度が分かれている業種ごとに、例えば一つには制度改正というものを契機として相談件数がどのようになったかなどを、実際の制度運用に携わっていらっしゃる自治体の担当部署に実地調査をして状況を把握しました。そしてさらに消費生活相談員へのアンケート調査を行いました。こういった手法を総合しまして、政策効果を図る材料を、我々なりにアレンジして整え、政策全体を見ていったものとして御紹介をさせていただければということで御覧いただきました。

以上、二つの例でございます。これは今日の議題にもございます政策の評価、その中で主たる要素でございます政策全体の効果の把握という点につきまして異なるアプローチをとった二つの例として御覧いただきました。今申しましたのは専ら政策全体の効果の把握という点で、こういう調査を行いましたという内容でございますが、いずれの調査におきましても、政策全体に関わる話以外にも個々の課題、例えば、交付金の活用が本当に効果的になっているか等々、政策の中身の個々の施策、それに関しましても我々の調査で得られた情報を基に指摘も併せて行っているものでございます。それがこれまでの実例でございます。

4 ページ目につきましては、ここに書きました幾つかのものは既に実施中ないしこれから実施予定としている政策の評価のテーマでございます。上の二つ、グローバル人材の育成、そしてクールジャパンにつきましては前々回、あるいは前回の審議会で、具体的な評価の計画を御議論いただいたものであります。今の状況でございますが、地方の機関、管区行政評価局におきましての実地調査を正に実行中でございます。我々は、その調査結果

を整理の上で次回、この場で取りまとめに向けた方向性など御議論できるようにこれから鋭意進めていく予定としているものでございます。その下の農林漁業の6次産業化でございます。これは今年の12月から調査を予定しているものでございます。こちらにつきましても次回の場で実際の調査に着手するのに先立っての具体の評価の計画を御審議いただければということで、予定しているものでございます。

そして、下の二つでございます。29年度以降の着手予定テーマとして女性の活躍推進、障害者施策というものがございまして、これらはいずれも今年度にまとめました行政評価等プログラムに掲載しているものでございます。御承知かと思うのですが、この行政評価等プログラム、これ自体は毎年度、内容につきましてローリングして見直していくものでございます。次のプログラムは来年の初めまでに作ることでございますので、この両テーマにつきましても引き続き掲載するか、着手予定のものとするか、これは今後改めて整理していく取扱いのものでございます。

以上がこれまでの実施状況と今後の実施予定ということでございます。

続きまして、資料3-③、5ページでございます。これは繰り返してございますが、2月におまとめいただきました中長期的な考え方の中で、本日の御議論に関連するような部分を抜粋して整理させていただいております。御承知の部分も多いと思うのですが、例えば「1.行政評価局調査の意義」というところにおきましては、一つには府省全体を俯瞰して横断的な観点からチェックすること。もう一つは、管区行政評価局などの全国スタッフを動員して実地調査を行うこと。こういったことを我々の強みとして、また期待する部分として挙げていただいているところでございます。

そして「3.中長期的なテーマ選定の考え方・視点」というところでございます。ここにおきましては、テーマなどを考えていく際の視点といたしまして①から④ということで具体的な視点を、イメージを持ってお示しいただいております。我々、こうした視点を持ちながら行政上の課題を洗い出して具体的な調査テーマとしていくとともに、その際には今日の御議論、あるいは今後の御議論を踏まえていろいろな観点から整理ができればということで考えているものでございます。これが資料3-③ということで改めて御覧いただいたものでございます。

最後の資料3-④に記載しておりますのは時期的には省庁再編以降、これまで我々で取りまとめてきました行政評価局調査の実績を行政分野別に分類、列記したものでございます。資料の見方でございますが、分野分類ごとに実績を記載しておりますが、その中で黒

丸のものが本日の議題でございます総務省が行う政策評価ということで行ったもの、そして白丸のものが行政評価・監視として行ったものというものでございます。なお、この分類体系でございますが、これは実際用いられているものでございます。国民へのいろいろな情報提供をWebで行っております電子政府の総合窓口というものがございまして、そこでの実際の分類によったものでございます。分類の体系ですとか、あるいは名称については、いろいろな御感想、あるいは御疑問もあるかと思いますが、その点、御容赦いただければと存じます。

こういうことで実績を並べたものでございますが、今日の議題との関連でこの資料に結果的に現れている傾向を若干申し上げたいと思います。まず、気付く点といたしまして、黒丸、すなわち政策の評価が多く記載されている分野とそうでない分野というのがございます。多い分野として目につくのが3番の共生社会政策という分野がまず挙げられるかと思えます。これも結果的にということでございますけれども、誤解を恐れずに大まかなイメージということで申し上げますれば、当該分野というものは例えば、世の中の変化とか、新しい世の中のニーズに応じて個別の府省の枠にとどまらない形で新たな政策が出てきた分野である。その結果、我々もそういう政策を、役割である府省横断的な政策の評価ということで取り上げてきたことが一端として見て取れるものではないかと思えます。

同様に黒丸の多い分野でございますが、47番、環境保全、この分野もでございます。この分野の政策は当然、環境省が中心になると思うのですがけれども、例えばいろいろな各業を所管するほかの府省と一体的に進めなければならないような政策というものが多く打ち出されてきて、そういったものを我々も取り上げてきた結果、この分野では我々も政策評価を多く取り上げてきたということが結果的に見て取れるかということでございます。

今の説明は実績として、あるいはこういう結果ですということをお紹介ただけでございますけれども、本日の御議論に当たりましては、例えば黒丸が多い分野は従前取り上げてきたようなテーマのほかにも新たな評価として取り上げる価値があるような政策が現にあるのではないかと。例えば逆に黒丸がないところ、我々が政策の評価としては取り扱ってこなかった分野につきましても今日的な状況の下で府省横断的な政策課題が現にあって、それを我々の行う評価の対象としてもよいのではないかと、こういった観点で資料3—④を御覧いただき、これからいただく御討議にも生かしていただければということで御紹介をさせていただいた次第でございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(岡会長) ありがとうございます。

「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」につきましては、当審議会で議論し、本年2月に決定したところでございます。この「中長期的な考え方」を踏まえまして、今後、担当府省とは異なる立場から業務の現場を実地に調査するといった行政評価局調査の強みを生かせるような調査テーマが選定できますよう、皆様からの幅広い御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(松浦委員) よろしいですか。

(岡会長) 松浦委員、お願いいたします。

(松浦委員) 4ページ、資料3-②に今後、今年度調査着手テーマという中で、6次産業化の推進についての政策評価を行うということですので、是非視点としてお願いしたいことが2点ほどございます。1点目は、この農林水産業の6次産業化の推進というものは、もちろん農林水産業を活性化するという目的で行うということが一つあるわけですが、もう一つは、今我々は地方創生ということに取り組んでいまして、その中で小さな拠点を作っていこうという視点があります。これはどちらかというと国土交通省が進めようとしているわけですが、今、国土交通省などが行おうとしている小さな拠点というものは、ある意味ではそこへハード施設といったいろいろなものを集めて一つの拠点を作っていくという考え方になっています。しかし、やはり一番肝心なことは、その拠点の中で持続可能な、例えばコミュニティビジネスといったものを育てて、そこを一つの拠点到育てていく視点が必要だと我々は思っているわけです。

そういう中で、この農林水産業の6次産業化というのは非常に有望な産業と申しますか、取り組みだと思っておりますので、そういう視点から、例えば小さな拠点というものこの6次産業化というものを結びつけるような視点での評価ということを是非お願いしたいというのが一つです。

それからもう1点目は、この6次産業化というものは、名前を変えて従来からずっと行われてきている政策です。ついこの間までは農水商工連携のような言い方がされているわけですが、これはなかなかうまくいかないというところがあります。その原因というのは、やはり作ったものがなかなか売れないというところが一番ネックになっているわけです。各地域では加工する施設が既に出来上がっているわけですが、加工品がなかなか売れないので、もう店じまいをするという状況が出てきています。したがって、その壁を打破するような視点がこの政策評価をする場合には必要だと思っております。農林水産省だけの施策

に任せていると、どうしてもその先のところが非常に抽象的な表現で終わってしまうということになります。

それで、私たちは今、少し商社機能というものをに入れていこうということを考えています。商社機能とは、分かりやすく言うと、例えば農村で作った加工品を一括して買い取って、それをバイヤーに売りさばいていくことを考えているものです。それを行うと現地で加工する人たちは計画的に加工ができますので、そういう機能をきちんと位置づけて行っていく必要があるのではないか。あるいは商社が、今こういうものが売れ筋だから、こういうものを作るとよいというようなことを地元で情報提供するといった形で、加工と販売との間を安定的にさせていくという仕掛けが必要だと思っていますので、そういうようなことについても是非この政策評価の中で、取り入れていただきたいと思っています。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの松浦委員の発言に何かコメントありますか。意見として承っておけばよろしいでしょうか。

(長瀬企画課長) はい。次回、11月の審議会では是非その辺、今日の御議論もよく消化いたしまして、具体的な調査の設計なり狙いなどをよくまた御議論いただけるように整理させていただきます。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、田中委員、どうぞ。

(田中委員) 今の松浦委員の話に関連して1点と、あと少し細かい点を1点申し上げたいと思います。今非常に重要な視点を、しかも、かなり現場に近いところから松浦委員からコメントいただいたと思うのですが、複数の省庁だとか、あるいは複数の省庁にまたがった場合にはステークホルダーの数も増えてくると思うのですけれども、評価の目的を定める前に、そういった主たる関係者に集まっていただいて、その対象をどのように理解をしたらよいのかとか、あるいは全ての側面を評価できないのであれば、どこにフォーカスをするかということを経務局だけでいろいろとヒアリングするだけではなく、むしろ、それを決めるための小さなミーティングをすると、多分、評価の質そのものも高まっていくのではないかと思います。

それから、2点目は少し細かくて申し訳ないのですが、この1ページ、資料1-①のところに特色とありまして、①に目標・指標の達成状況と書いてあるのですが、普通、目標の達成状況とは言うのですが、指標の達成状況とはあまり言わないです。その視点で、こ

の二つのワーク・ライフ・バランス、消費者取引の政策評価を捉え直してみたのですが、例えば、この消費者取引に関わる政策の目標達成状況を本当に検証しようと思うと、まだ御説明されている内容では目標の達成状況を説明するには至っていません。ところが、これに関しては目標の達成状況ではなくて、きちんとプロセスが運営されているかどうかを見るということに目的を置いているのであれば、こういった視点での説明でいいのだらうと思います。

そういう意味では、実はオールマイティな評価というものはないですから、今回はこの部分を目的にするとか、この部分に焦点を当てるということを最初に評価の結果を説明する前に定めて、そこである程度土俵を決めた上でプレゼンテーションの方がよいのではないかと思います。全ての評価の目的や焦点が目標の達成状況の検証ではないと思います。つまり、今回はプロセスの評価、次は目標達成の状況確認のための評価、というように、幾つか評価の目標のタイプも違うと思いますから、そこを明確にした上で御説明をされた方がいいのではないかと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

ただいまの田中委員の御意見に対してコメントがあれば。

(長瀬企画課長) ありがとうございます。2点目の関係でございますが、今日、我々が御紹介したものは、この政策の評価の結果の全体の説明というよりは、こういう点で違うアプローチをとったという点で、評価全体というよりは一部分を取り上げさせていただいて、御紹介をさせていただきました。おっしゃっていただいたように、評価の観点や切り口というのは様々なものがあり得ると思いますし、どういった切り口でアプローチしていくのがよいかということは、その政策の特性等を捉えながら、その都度考えていくものかと思います。

1点目にいただいた話でございますが、ストレートな話ではございませんが、関係者が集まったの議論というような話でございますと、評価、これは政策の評価だけでなく行政評価・監視も同様でございますが、我々は、実際、評価や勧告なりにつなげていく過程で、関係省庁、相手省庁とよく議論をさせていただきます。当然、評価した以上、それが実効性を持った形で展開されていかなければ意味もございませんし、その結果、相手省庁が、ああ、なるほどということでも実際、実行していただくという面でも大変重要だと思います。方法は、ミーティング等々いろいろあると思いますが、意思疎通、あるいは徹底的な議論

が重要だということは御指摘のとおりかと存じます。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。堤専門委員、どうぞ。

(堤専門委員) 4ページの29年度以降の調査着手を検討しているテーマというところが、今、二つ挙がっていますが、資料3-④を見ると、両方とも共生社会政策のところになっていて、もちろん今から増やすのだと思うのですが、バランスとしてはどうかと思いました。共生社会政策の重要性は重々承知していますが。その上で資料3-④を見るとやはり、先ほどから少し御指摘もあるのですが、地方のところが抜けているかと思います。5番の地方分権、それから、11番、地方自治、12番、地方財政というところですか。地方という観点で言うと一つは、総務省を中心に行われている公共施設マネジメント、専らそこは学校とか公共施設等の箱物中心ではありますが、そういったところが挙がって良いかと思いません。それは下水とか道路、本来であればインフラ系も含めて考えるべきところで、これは今、地方でいろいろなことが行われている中で財政等も含めて非常に重要なところですので、公共施設マネジメントという少し言葉としては狭くなってしまうので違う言葉が必要かもしれませんが、そういったテーマが必要かと思えます。

それに関連して19番に土地というところが空欄ではありますが、空き家の問題、これは地方にも限らないと思うのですが、より深刻な問題があるところが地方にも多いと聞いていますので、御検討いただければと思います。それから、1番のIT社会化推進に入ると思うのですが、最近の人工知能とか、それを使ったロボット、あるいは自動運転とか、かなり社会が大きく変わっている中で、そういった最先端の技術というものが、今まで取り上げた中では見えにくいというか、あまり見ていないという気がいたしました。ある意味で社会の仕組み全体を変えなければいけないところかもしれないので、是非そういう新しい技術革新的なところ、あるいは産業の部分を入れていただきたいと思えますし、それとは違うのですが、準天頂衛星といった日本の上空のところに衛星が飛んでいて、位置を性格に把握できるという新技術も絡むので、そこも横断的な部分として入れていただきたいと思えます。

それから最後に一つ、あまり前向きな政策ではないと思うのですが、今のご時世、テロ対策といったものも重要なものとして、もしかしたら挙がってくるかもしれませんので、一つ申し上げたいと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、田淵委員、お願いします。

(田淵委員) 総務省が行う政策の評価のテーマですが、4の国民生活の安全・安心の確保については、これまでに実施されたテーマが消費者取引だけで、一つ上にある災害応急対策は行政評価・監視として実施されており、行政評価局で個別の対応について見ている部分だろうと思うので、東日本大震災から5年が経過した中で、発災時にとられた対策を検証し、東日本大震災の際に得られた教訓が、その後の災害時に、熊本地震の際にいかされたのか、そういった観点で、各府省統一的に、真に国民を守るという観点で是非テーマとして設定していただければと思います。

恐らく、中長期的な考え方によると視点②にそのまま当てはまるテーマではないかと思えます。国土交通省であればハード面、農林水産省であれば農産物、厚生労働省で言えばDMATとか、総務省ですと公務員の派遣ですとか、文部科学省では教育、文化財等々、いろいろな側面があると思えますので、災害時の対策について統一的な観点から評価を行っていただければと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

何かコメントありますか。

(長瀬企画課長) 堤専門委員、田淵委員から多岐にわたって御提案をいただきました。災害の関係の話で申しますと、なかなか復興や災害全般ということになりますと、かなり対策の内容も異なりますし、実際、ボリュームもかなりございますので、ポイントを絞りました我々もこれまで幾つかのものを取り上げてまいりました。例えば東日本大震災の関係で申しますと幾つかございます。罹災証明の話等々ございますし、あとは気象、これは大震災の話ではありませんが、気象予測の関連、あるいは今行っているもので申しますと、広島のと砂災害の関係を受けて制度改正も行われていますので、その関連の調査など、こういったものを順次取り上げてまいりました。こういったものが緊急性のある調査か、やるべき価値のある調査か、あるいはタイミングとしても我々が手がけるのが的確か、その辺を見極めながら一つ一つ、おっしゃったような国民の安全・安心に関わる部分を調査していかなければと思っております。

あとは、堤専門委員がおっしゃったような点で言いますと、例えば行政のITの関係で申しますと、これは今日の議題である政策の評価というものではございませんけれども、

行政のICT化ということでこの場でもこれまでいろいろな御議論もいただきましたが、来年度以降、着手を検討すべきテーマとして今の行政評価等プログラムにも載せておりますので、来年度以降の扱いをどうするか、これからのテーマ選定の中で改めてどんな形があり得るかを含めて検討していくということでございます。

その他でございますが、公共施設のマネジメント、この関係も政策評価という形ではございませんが、これまで順次、社会資本の維持管理のあり方等について幾つか調査しておりますので、それに引き続いてこれから調査する価値のあるものの検討というものもあり得るのではないかと考えています。いろいろな御意見もいただきましたが、我々も御説明で申し上げたとおり、いろいろな行政上の課題として、現にどのようなものがあるかをつぶさに見ていっておりますので、その中で今日御議論いただいた点、あるいはポイント、その辺をうまく消化して具体的な案をまとめて、また御議論をいただけるような形にしたいと思っております。

(岡会長) 薄井臨時委員、どうぞ。

(薄井臨時委員) 事前の御説明のときに、実は先ほどの田淵委員と全く同じ発言をさせていただきました。また、前回の会合でも災害について取り上げていただけないかということをお願いしたのですが、今日の議論を聞いていてよくよく考えると、その前にもう一つ「前提の議論」が必要だなとも思いました。

すなわち、ここに挙がっているリストというのは平時モードのリスト、あるいはそれらの対応というものが多と思うのですが、その平時モードではなくて危機対応モード、そういうものについても取り上げるべきかどうかという論点が必要であると考えます。単に、個別の震災対応についても取り上げるべき、という以前にやはり何らかの整理がないとなかなか各府省を束ねて今の体制で実施することは難しいのかなと、そういう気もいたしました。

ただ、先ほど田淵委員がいみじくもおっしゃったように、これは非常に重要なテーマであり、かつ長瀬企画課長に御説明いただいた、正に政策評価法第12条は、危機発生対応モードそのものについても適用可能性のある立派な条文ではないかという気もしますので、是非そういった観点で中長期的に危機対応について、どのような政策評価が可能かということをお審議いただければと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

今の薄井臨時委員からのコメントは意見として受けとめてください。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、山口委員。

(山口委員) 皆さんの御議論、大変有意義な御議論であったと思います。しかし、公共事業に関しましては、政府の大きな金が地方へ下りて、地方で仕事を行っている。この評価については極めて難しい問題があり、厳正に客観的に評価するということはかなり難しいと思いますが、もう少し経済効果の面からの評価も追求していただきたいと思います。

それと、今の震災の問題ですが、私、関西におりますので阪神・淡路大地震、それから、今度は東日本大震災を見ましたが、特に阪神・淡路大震災のときの後の報告がほとんどされていない。早朝に地震があって火災が発生したのは主に午後3時ぐらいまでですね。この間に、要するに行政において統一的に指揮を執られる方がいなかったということで、火災発生の原因は政府へも報告は来ておりますが発表されていない。これは当時の統一的に指揮命令する行政の系統が壊れていたということです。ガス管から漏れたガスに電線のスパークした火花がついて火災が発生し、どちらか止めていたら、あの火災は発生していなかったはずではないか。阪神・淡路大地震の教訓がどこへも生かされずに、その場限りで終わっているということが日本の危機管理の問題にあるのではないかなと思います。

それともう一つ、この会議の中で言うべきことではないかもしれませんが、少子高齢化と称するように、日本人の生活がものすごい勢いで変化しております。例えば今話題になっております、いわゆる保育所の待機児童の子供の問題。私も保育所を経営している人を知っておりますが、今は核家族ですよね。そうすると、若いお母さんが子供を一時的に預ける場所がない。ちょっとした会合に出たい、買い物に行きたいというときに、昔のようにいわゆる3世代がいたら、おじいちゃん、おばあちゃんが1日面倒見ることがあったのですが、保育所の経営者がおっしゃるには、そういう若いお母さんが保育所に預けに来ると、それで実際どうしても預けなければならない方が待機児童になると。こういう国民の生活変化をもう少し的確に把握すること。

それと、今盛んに、貧富の差が拡大しているとおっしゃっている方がいる。これは高齢者の核家族が増えております。それで、老夫婦二人には所得がございません。年金と過去の蓄積で悠々たる生活をしている方もいるかと思えます。統計の取り方、世の中の変化に合わせた統計の取り方について留意していただきたい。今盛んに問題になっております薬価の問題でも、免許の切れた薬は普通の薬の10分の1の価格で出ております。それを使えば医療費がずっと下がる。国民生活の実態を把握した施策をとるといふこと、これが非常に大事なことだと思うのですが、今、急激な社会変革が起こっております。

例えば1つ申し上げますと、同一労働同一賃金ということが盛んに言われております。これは正にそのとおりですが、我が国においては終身雇用という前提がございました。ですから、私の会社でも労務者として入った人が生涯会社で働くわけです。だから、一瞬、瞬間風速としては賃金格差がありますが、無事定年退職されますと生涯賃金はほとんど変わらない。そういう社会の変化というものについて行政はのんびりし過ぎているのではないかなと私は思います。いろいろな資料を収集されるときに考えていただきたいと思いません。

(岡会長) ありがとうございます。

御意見をいただきました。ほか、いかがでしょうか。では、牛尾委員。

(牛尾委員) 今、東日本大震災の話がいろいろ出ていたのですけれども、私、被災地にいる関係から一つお願いというか、検討していただきたいと思うのは、風評被害対策です。震災から5年経ちまして復興も新しい局面に入ってきておりまして、私ども被災地は自分たちでこれから自立的な復興をしていかなければならない。風評被害に関しましては、例えば対外的には外務省が何かなさっていると思いますし、当然のことながら農林水産省も何かなさっているはずですし、経済産業省も何かなさっている。復興庁はもちろん何かなさっている。つまり、どういう施策を皆様がなさっているのかということ。あと観光面では観光庁もなさっているはずで、各省がばらばらに風評被害対策を行っているのではないかな。

結構、風評被害対策、お金がかかっており、現時点において被災地では風評被害の払拭というのは非常に大きな問題なのですが、あまり効果が見えていません。また、復興庁は時限の役所ですから、あと5年以内に何らかの形で被災地というのは自立していかなければなりません。ちょうどそういう5年目の節目ということもありますので、風評被害についてこれまでどのような対策を行って、どのような効果があったのかということは、政策評価になるのか、あるいは復興庁の仕事なのか、どちらになるかわからないのですけれども、どこかで評価していただきたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

そろそろ時間が迫ってきました。もし、言い足りないということがございましたら、是非事務局に投げてください。皆様のお意見を踏まえて、29年度以降の調査テーマ候補につきましては、次回の本審議会で審議を行っていききたいと思います。

本日の審議は以上ですが、次回以降の日程等について、事務局から説明をお願いいたし

ます。

(平野企画課企画官) 資料4を御覧ください。次回以降の審議日程などについてお伝えいたします。日程につきましては、本年11月15日火曜日の午後及び29年3月6日月曜日の午前に政策評価審議会をそれぞれ部会との合同で開催の予定です。また、2月3日金曜日の午後に部会を開催予定です。審議案件は御覧のように行政評価局調査関係と政策評価関係を予定しております。日程、案件とも現時点の見込みでありまして、変更・追加の可能性がございます。詳細につきましては、改めて事務局から御連絡申し上げます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回政策評価審議会と第7回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。皆様、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。